

児童手当制度が変わりました

三月一日から請求を受付ます

これまで三人以上の児童を養育している人に対して支給されていた児童手当が、今年六月以後は、二人の児童を養育している人にも支給されるようになります。

ただし、今年は二人目の児童が六月一日の時点で二歳未満(昭和五九年六月二日以後に生まれた児童)であることが条件です。

次の例を参考に於て該当する方は、三月一日から事前請

A 2人の児童を養育している場合(実子でなくてもよい)

	第1子	第2子	受給の可否と手当月額	手続き
例1	18歳未満	S59・6・2以後誕生	S61・6より受給できる。2,500円	S61・3・1受付開始
例2	18歳未満	S58・4・2 S59・6・1誕生	S62・4から受給できる。	S62年受付
例3	18歳未満	S57・4・2より S58・4・1誕生	S63・4から受給できる。	S63年受付
例4	18歳未満	S57・4・1以前誕生	受給できない。	なし

B 3人以上の児童を養育している場合(実子でなくともよい)

現在受給している人でも第2子が、上記の例1型に該当する人は、第2子分の請求手続きをしてください。

この場合の手当月額は〔第2子分2,500円+3子以上の児童数×5,000円〕となります。他の条件は61年度に限り従来どおりです。

なお、第2子がS61・6・2時点で満2歳以上の場合は上記例の例2・3・4型を参考にしてください。

求を受付けますので、福祉事務所又は各支所で手続きをしてください。

児童手当制度の主な改正事項

- ①義務教育(小学校)就学前の児童を含む二人以上の児童を養育する人に支給する。
- ②第二子分の手当月額は二、五〇〇円、第三子以上の手当月額は五、〇〇〇円とする。

(低所得者に対する加算の月額七、〇〇〇円は廃止)
③所得制限は別に定める。
④新制度は次のように段階的に実施する。

- ◎一年目(S61・6・1からS62・3・31までの間)
- ・第二子分は、昭和六一年四月一日現在で満二歳未満。
- ・第三子以降分は、義務教育終了前。
- ◎二年目(S62・4・1からS63・3・31までの間)
- ・第二子分は、昭和六二年四月一日現在で満四歳未満。
- ・第三子分は、昭和六二年四月一日現在で満九歳未満。
- ◎昭和六三年四月一日からは第二子以降、義務教育就学前の児童が対照になります。

増える医療費で苦しい国保

国保が支払う医療費の額は毎年増えつづけています。その伸び率はここ数年間全国的に、年六%~七%の伸び率となっています。長門市の医療費の増加率は全国の伸び率よりはるかに高く、昭和五九年と昭和六〇年とを比較すると約二〇%の伸び率になる見込です。増えつづける医療費

の額は毎年増えつづけています。

その伸び率はここ数年間全国的に、年六%~七%の伸び率となっています。

長門市の医療費の増加率は全国の伸び率よりはるかに高く、昭和五九年と昭和六〇年とを比較すると約二〇%の伸び率になる見込です。

増えつづける医療費

病気の負担を出来るだけ少なくするために、医療費の節約にこそが、保険料が未納にならないよう協力をお願いします。

医療費の節約のために

病気やけがをしたときに医者にかかるのは当然です。この場合でも、わたしたちの心構えや考え方によって医療費の支払額が、大幅に違って来ます。次のようなことを心がけましょう。

- ①まず健康づくり
医療費節約の基本は、病気になるないように健康づくりをすることです。偏食しない、バランスのとれた栄養をとる。適度の運動を欠かさず過労を避け充分な睡眠をとる。つまり、体に充分な抵抗力を付けて、少々の病気が跳ね返す体力を付けておきましょう。
- ②はしご受診は止めて
ちょっと病状がはかばかしくないからといって、すぐ他の医者にかかる。あるいは同

じ病気で同時に、二人も三人もの医者にかかる、いわゆるはしご受診は医療費の無駄づかいです。止めましょう。
③深夜・休日・時間外は受診を避けましょう。

市営住宅補欠入居者募集

申し込みは二月二十七日まで

診療時間外の受診は、大幅な割増料金を支払うことになります。なるべく平日の診療時間内に受診するように心がけましょう。

◆住宅の所在 市内全域

◆住宅の種類 第一種市営住宅

◆住宅の家賃 五、四〇〇円から七、八〇〇円まで

◆申込者の資格

- ①市内に住所又は勤務場所を有する者
- ②現同居か同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係にある者、その他婚約者を含む)がある者
- ③住宅に困窮していることが明らかなる者
- ④入居の申し込みをした日において、公営住宅法の規定による収入基準に該当する者

◆申込受付

- ①受付期間 二月二十日から二月二十七日まで
- ②受付場所 市財政課管財係又は各支所

◆申込手続

市財政課又は各支所に備付けの申込用紙に必要な事項を詳しく記入のうえ、本人及び同居しようとする親族等の昭和五九年分所得証明書、昭和六〇年分源泉徴収票及び住民票を添付してください。

◆選考方法

申込書の書面審査及び実態調査を行い、有資格者を選考するとともに、有資格者の中から公開抽せんにより補欠入居予定順位を決定する。
※詳しくは、市財政課管財係へおたずねください。

☎2-21111 内線221

怖いのは「消したつもり」と「消えたはず」



春の全国火災予防運動
2月28日~3月13日